

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 地域森林計画の決定

○ 地域森林計画の変更

【公告】

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

○ 公共測量の実施

○ 公共測量の終了

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事

○ の完了

○ ” ” ”

○ ” ” ”

○ ” ” ”

林政課

”

経営支援課

監理課

”

”

建築指導課

”

”

”

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、令和五年四月一日以降十年間における吉井川森林計画区に係る地域森林計画を定めたので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和五年一月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

◎岡山県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、高梁川下流森林計画区及び旭川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、当該計画書を岡山県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場において縦覧に供する。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔一五〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ湯郷店

所在地 美作市湯郷一二三番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市戸島八九三番地一五

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の出入口の位置

（届出書に記載のとおり）

4 変更年月日

平成十五年三月三十一日

二 届出年月日

令和四年十二月二十六日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和五年一月十日から令和五年五月九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び美作市産業政策部商工政策課

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔一六〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

津山市加茂町倉見 地内	測 量 区 域
公共測量（基準点測量）	測 量 の 種 類
令和四年十一月二十五日か ら令和五年二月二十八日ま で	測 量 期 間

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔一七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

井原市芳井町川相 地内	測量区域
公共測量（三級基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月二十一日	終了年月日

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔一八〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、美作県民局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

久米郡久米南町山 手地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年十二月二十三日	終了年月日

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔一九〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

井原市木之子町字四反田二七七九―四、二七八一―五、二七八二―一、二七八三―一、二七八三―二、二七八四―二、二七八四―八、二七八三―一地先から二七八三―

二地先水路、二七八三―一地先から二七八三―二地先道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都品川区大崎一丁目一―二

株式会社ローソン

代表取締役 竹増 貞信

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十二月二十六日岡山県指令建指第三八五号

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔二〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字折掛三〇三―一、三〇三―一八、三〇三―二〇、三〇三―二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市西郡九三六―五サニ―一里松二〇三

池上 賢

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十月五日岡山県指令建指第二六三号

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔二一〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市宿字塚ノ前八七七―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市門田一二二四アブニール吉富A一〇一

三張 早紀

川上 晴菜

三 許可年月日及び許可番号

令和四年八月二十五日岡山県指令建指第二〇三号

令和5年1月10日 岡山県公報 第12462号

〔二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による
開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年一月十日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市総社字新田後一六二〇―一二二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手一二二五―一グランコートI一〇二号室

津江 裕和

津江 佑子

三 許可年月日及び許可番号

令和四年十一月二十八日岡山県指令建指第三三四号